株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号

株式会社ナンシン

代表取締役 齋藤邦 彦

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討をいたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、健康状態によらず、本年はご来場を見合わせていただくようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和2年8月26日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和 2 年 8 月 27 日 (木曜日) 午前 10 時 30 分

(新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、本総会の開催日を延期致しました。)

2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番17号

日本橋社会教育会館 8階ホール

3. 目的事項

報告事項 1. 第74期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

2. 第74期 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 会計 監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 役員賞与支給の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nansin.co.jp/) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移したものの、貿易摩擦やその他地政学的リスクが世界経済に与える影響や、主要国の先行きなどマクロ経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響により依然として不透明な状態が続いております。また、令和2年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの国々で経済活動が停滞し、世界的な景気低迷の兆候が現れはじめました。

当社グループが属する業界におきましても、主要な取引先である機械工具業界や物流業界からの受注に波があり、人件費など固定費の高騰、物流コストの上昇等により引続き厳しい経営環境が続いております。

こうした状況の下、当社グループは、高付加価値の製品の研究開発に注力し、 海外生産拠点との一体運営の強化等による更なる原価低減と新たな販路の開拓に 努め、経営体質の充実強化に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,066,860千円(前年同期比4.1%減)、営業利益は新ERPシステムの稼働にかかる減価償却費等により443,716千円(前年同期比37.2%減)、経常利益は568,006千円(前年同期比33.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は412,246千円(前年同期比29.1%減)となりました。

当期の業績は、大変厳しい経営環境の下、減収減益の結果となりました。つきましては、当期の配当は、普通配当10円を実施いたします。

今後も厳しい経営環境が続くものと思われますが、引続き精一杯努力してまいる所存でございます。株主の皆様には、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当連結会計年度における事業の概況を、セグメント別に説明いたします。

○日本

売上高は、8,376,435千円(前年同期比5.0%減)、セグメント利益(営業利益)は、282,880千円(前年同期比51.1%減)となりました。

○マレーシア

売上高は、2,574,812千円(前年同期比6.7%減)、セグメント利益(営業利益)は、35,248千円(前年同期比14.1%増)となりました。

○中国

売上高は、1,780,444千円(前年同期比17.2%減)、セグメント利益(営業利益)は、143,500千円(前年同期比64.9%増)となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額はリースを含めて625,389千円であり、その主なものは原価計算機能の強化並びに業務の効率化を目的とする情報基幹システム483,564千円の導入によるものであります。

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当する事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況 該当する事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況 該当する事項はありません。

8. 企業集団が対処すべき課題

令和2年度の経済環境は、全世界を巻き込んだ新型コロナウイルス禍の中、4 月並びに5月の月例経済報告で「新型コロナウイルス感染症の影響により、急速 に悪化しており、極めて厳しい状況にある」旨の判断を下すなど、景況感が一変 した状況となっております。今後の見通しにつきましては、米中関係の悪化懸念 等の地政学的リスクや為替リスク、貿易リスクの動向など不透明さが増していく と思われます。

また、「アフターコロナ」の政治経済の動向やAI・5Gなどの新しいIT技術の活用による新しいビジネスモデルに適応できる改革力が試されると認識しております。当社グループが属する業界においても、これに加え、需要構造の変化や価格競争の更なる激化が予想され、今後とも厳しい経営環境が続くと思われます。このような経営環境の中、更なる原価の低減と次世代高付加価値製品の研究開発に力を入れ、IT技術を活用した働き方改革を行い、現有の人材資源を育成すると共に、新卒採用の再開も積極的に行っていきたいと存じます。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区	分	期	別	第71期 (平成28年4月1日から) (平成29年3月31日まで)	第72期 (平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)	第73期 (平成30年4月1日から) (平成31年3月31日まで)	第74期(当期) (平成31年4月1日から) (予和2年3月31日まで)
売		Ł	高	8, 853	9, 543	9, 458	9, 066
経	常	利	益	1, 119	681	852	568
親会社	株主に帰属	属する当期	期純利益	802	470	581	412
1株	当たり	当期純	鯏益	104円64銭	61円31銭	75円87銭	59円71銭
総	í	Ť	産	13, 400	13, 801	14, 427	13, 800
純	Í	Ť	産	9, 923	10, 347	10, 834	10, 463

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD	30百万 マレーシア	100.0 %	キャスターの製造・販売
南星物流器械(蘇州) 和限公司	2,100千米 ドル	100.0	キャスター、台車の製造・ 販売
NSG GLOBAL LTD.	2英 ポンド	100.0	整理事業 (不動産賃貸)

当社の連結子会社は上記に記載の3社であり、当連結会計年度の売上高は9,066百万円(前年同期比4.1%減)、経常利益は568百万円(前年同期比33.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は412百万円(前年同期比29.1%減)であります。

(2) その他

特記すべき事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、キャスター、台車及びロールボックスパレット等の製造・販売を主要な事業としております。

12. 主要な事業所及び工場

当社本社(東京都中央区)

国内販売拠点:名古屋支店(名古屋市中区)

大阪支店(大阪市東成区) 九州支店(福岡市博多区)

国内生産拠点:千葉ニュータウン工場(千葉県印西市)

海外生産・販売拠点: NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア・ペナン)

南星物流器械 (蘇州) 有限公司 (中国・蘇州)

13. 企業集団の従業員の状況

区	分	従業員数	前期末比増減
男	性	252 名	(減)4
女	性	225	(増)1
合	計	477	(減)3

⁽注) 上記従業員数には、嘱託 (15名) 及び準社員 (128名) は含まれておりません。

14. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
	百万円
株式会社商工組合中央金庫	250
株式会社三菱UFJ銀行	150
株式会社みずほ銀行	100

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

29,200,000株

2. 発行済株式の総数

6,766,061株(自己株式941,939株を除く。)

3. 株主数

712名

4. 大株主の状況

		株	主	名			持 株 数	持株比率
							千株	%
株	式	会	社	光	通	信	701	10. 37
齋		藤		信		房	513	7. 59
齋		藤		邦		彦	423	6. 26
BNY	GCM CL	IENT AC	COUNT J	PRD AC	ISG (FE	-AC)	341	5.06
BBH F	FOR FIDELITY	PURITAN TR:	FIDELITY SE	INTRINSIC	OPPORTUNITIE	ES FUND	250	3.69
株	式 会	社 商	工組	合 中	央 金	庫	225	3. 33
田		中		園		枝	216	3. 20
有	限	会	社っ	" ジ	シ	ゲ	159	2.35
齋		藤		彰		則	135	2.00
齋		藤		光		代	130	1.92

⁽注)1. 齋藤信房氏は、令和元年11月22日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の 名義で記載しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は、自己株式 (941,939株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋 藤 邦 彦	南星物流器械(蘇州)有限公司 取締役会長 NSG GLOBAL LTD. 取締役社長
専務取締役	山本貴広	
常務取締役	横堀剛宏	生産本部長 NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役会長
常務取締役	大 園 岳	営業本部長
取締役(常勤監査等委員)	伊藤 國光	
取締役(常勤監査等委員)	髙 槗 正 利	
取締役(監査等委員)	谷 真 人	弁護士

- (注) 1. 髙橋正利及び谷眞人の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
 - 3. 当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第 1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項に定める最低責任限 度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

2. 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	6名	132,310千円
取締役(監査等委員)	4名	19,575千円
(う ち 社 外 取 締 役)	(3名)	(10,860千円)

- (注) 1. 報酬等の額には、本総会にて決議予定の役員賞与12,200千円(取締役(監査等委員を除く)10,100千円、取締役(監査等委員)2,100千円)が含まれております。
 - 2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額25,865千円(取締役(監査等委員を除く)23,690千円、取締役(監査等委員)2,175千円)を含んでおります。
 - 3. 上記の支給人員には、令和元年6月27日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名及び取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
 - 4. 上記支給額のほか、令和元年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し計400,000千円支給しております。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	髙 槗 正 利	就任後に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、また監査等委員会11回のうち10回にそれぞれ出席し、企業経営者としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	谷 真 人	当事業年度に開催された取締役会15回のうち 12回に出席し、また監査等委員会15回のうち12 回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見 地から、適宜発言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額

23,000千円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額

23,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、原則として会計監査人の独立性が保てなくなった場合(監査法人における指定社員の交代が適正な期間でなされない場合を含む)、その他監査業務の適正を確保するための体制を維持できなくなっていると判断する場合には、監査等委員全員の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成29年6月29日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議いたしました。

その内容は、以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正を確保するための体制
 - ①当社グループの取締役及び使用人は、経営理念・行動規範並びにコンプライアンス規程等に基づき、適正な職務執行に努めなければならない。
 - ②当社の監査等委員会は、監査等委員会規程等に基づく独立した立場から、 内部統制システムの構築や運用状況を含め、当社グループの取締役や使用人 の職務執行の適正性について監査する。
 - ③当社の内部監査室は、監査等委員会や国内外の会計監査人と連携しながら、 当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
 - ④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る問題を早期に発見し是正するため、対象範囲をグループ全体とする内部通報制度を設ける。社員等は、かかる問題を発見した時は、常勤監査等委員又は顧問弁護士等に通報しなければならない。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - ⑤当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備する。
 - ⑥当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、内部 統制委員会の承認の下、内部統制システムが有効に機能することを継続的に 評価し、必要な是正措置を講じる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令や文書管理規程等に基づき、保存 媒体に応じ適切かつ確実に記録・保存・管理を行う。取締役及び監査等委員 は、適宜、これらの情報を閲覧・複写できる。
 - ②情報の保存及び管理については、別途、情報セキュリティに係るガイドラインや個人情報取扱規程・インサイダー取引防止規程等を定め、情報管理の 徹底を図る。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、企業活動に係る様々なリスクに対処するため、平時においては、 内部監査室がリスクの指摘や軽減に取組み、有事においては、社長を本部長

- とする緊急対策本部が有事対応マニュアルに従い対応する。
- ②当社は、グループ各社の相互連携の下、当社グループ全体のリスク管理を 行う。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため の体制
 - ①当社は、取締役会を当社グループの経営戦略や業務執行等に係る最高意思 決定機関と位置付け、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、業 務の執行状況を監督する。必要に応じて適宜、臨時取締役会や各種委員会等 を開催する。
 - ②当社グループは、年度予算と将来の経営環境を踏まえた中期経営計画を立案し、その達成に向けた具体案を実行する。当社は、当社グループ全体の目標を管理し、業務執行を監督する。グループ各社は、相互連携の下、それぞれの業務の効率性と有効性を追求する。
 - ③当社グループは、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等を定め、責任 の所在を明確にし、公正で効率的な執行手続を確保する。また、当社におい ては、執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ①当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の承認事項や報告事項等を規定 する。これに基づき、子会社は、業務執行状況の定期的報告や重要事項に係 る事前協議・決議申請を行う。
 - ②当社は、子会社担当取締役・常勤監査等委員及び内部監査室が中心となって、国内外の会計監査人と連携しながら、定期的に子会社の業務執行を監査する。また、子会社の取締役等は、当社で開催する各種会議に出席し、経営課題の報告を通して方針の徹底を図る。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助業務を行う使用人を置く。その人事等については、取締役と監査等委員会が協議して決定する。
 - ②上記の使用人は、当該業務を優先し、取締役等上長からの指揮・命令系統 から分離独立する。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役及 び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するため の体制、上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱 いを受けないことを確保するための体制
 - ①当社グループの取締役及び使用人等は、業務の執行状況について適宜、ま

た、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに、監査 等委員会に報告する。監査等委員会は、取締役又は使用人等に対して、必要 に応じ説明を求めることができる。

- ②当社グループは、上記報告に関して、グループの取締役及び使用人等に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関して、速やかに支払処理を行う。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 ①監査等委員は、取締役会など重要な会議に出席するとともに、適宜、業務 執行に関する文書等情報を閲覧・複写できる。また、監査等委員会は、必要 に応じて、外部専門家(弁護士・公認会計士等)を活用し助言を受けること ができる。
 - ②監査等委員会は、代表取締役・内部監査室及び国内外の会計監査人と定期 的に面談し、意思疎通と相互連携を図るため、意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおいて当連結会計年度に実施した、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

- (2) コンプライアンス
 - ・当社グループは、「法令順守(コンプライアンス)規程」を制定し、役員社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導しております。
 - ・当社グループは、内部通報制度を設け、役員及び社員等が社内外において コンプライアンス違反が行われ、または行われようとしていることに気がつ いたときは、常勤監査等委員又は顧問弁護士等に通報(匿名も可)しなけれ ばならないと定めています。この場合、会社は、通報内容を守秘し、通報者 に対して不利益な扱いを行わないこととしております。
- (3) リスク管理体制
 - ・内部監査室は、各部門のリスクの洗い出しを行い、リスクの指摘、改善等

の軽減に取り組んでいます。内部監査室は、年間の監査計画に基づき当社各部門・各支店及び海外子会社について、内部監査を実施しました。実施した内部監査の結果について、社長を長とし取締役及び常勤監査等委員が出席する「内部統制委員会」に報告しております。

- ・当社は、緊急時におけるコンティンジェンシープランを作成している他、 危機発生時には社長を本部長とする対策本部を設け、危機管理にあたること としております。
- ・情報セキュリティについては、個人情報管理も含めて情報の適切な保存・ 管理に向けた各種社内規程を整備しています。またコンピュータ管理につい ても、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行っ ております。

(4) 監査等委員会の監査体制

- ・常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行 状況を把握するため、生販会議などの重要な会議に出席するとともに、主要 な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役 又は使用人に説明を求めております。
- ・監査等委員会の職務を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、国内支店や海外子会社の監査等の際に、補助すべき使用人を指名して補助の任にあたらせております。
- ・また、監査等委員会は、会計監査人ならびに内部監査人と定期的に会合し、 情報の交換を行うなど連携を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つと認識しております。すなわち、財務体質及び経営基盤強化のため内部留保の充実に努めるとともに、配当性向の維持向上を総合的に勘案し利益配分を決定する方針をとっております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
資 産 の 部		負債の部	
〔流動資産〕	[8, 658, 603]	〔流動負債〕	[2, 152, 848]
現金及び預金	3, 266, 252	支払手形及び 買 掛 金	889, 505
受取手形及び 売掛金	2, 856, 165	短期借入金	500,000
商品及び製品	1, 321, 293	リース債務	80, 625
仕 掛 品	412, 830	未払法人税等	13, 767
原材料及び貯蔵品	628, 787	賞 与 引 当 金	63, 366
そ の 他	173, 544	役員賞与引当金	12, 200
貸 倒 引 当 金	$\triangle 270$	リース契約補償損失引当金	43, 601
〔固定資産〕	[5, 141, 905]	事業整理損失引当金	105, 772
(有形固定資産)	(4, 129, 849)	そ の 他	444, 010
建物及び構築物	1, 544, 759	〔固定負債〕	[1, 184, 287]
機械装置及び 運搬 具	206, 227	リース債務	394, 407
土 地	2, 129, 279	繰延税金負債	200, 473
リース資産	100, 623	役員退職慰労引当金	167, 975
建設仮勘定	1,679	退職給付に係る負債	354, 243
そ の 他	147, 280	資産除去債務	14, 244
(無形固定資産)	(444, 084)	そ の 他	52, 943
借 地 権	42, 401	負 債 合 計	3, 337, 136
リース資産	371, 162	純資産の部	
ソフトウェア	7,940	〔株 主 資 本〕	[10, 816, 423]
そ の 他	22, 580	資 本 金	1,696,500
(投資その他の資産)	(567, 972)	資本剰余金	1, 542, 759
投資有価証券	332, 409	利益剰余金	8, 084, 555
投 資 不 動 産	64, 813	自己株式	△507, 390
繰 延 税 金 資 産	23, 184	〔その他の包括利益累計額〕	[△353, 051]
そ の 他	149, 327	繰延ヘッジ損益	3,806
貸 倒 引 当 金	$\triangle 1,762$	その他有価証券評価差額金	90, 982
		為替換算調整勘定	△447, 840
		純 資 産 合 計	10, 463, 372
資 産 合 計	13, 800, 508	負債及び純資産合計	13, 800, 508

連結損益計算書

(自:平成31年4月1日) 至:令和2年3月31日)

科目	金額
売 上 高	9, 066, 860
売 上 原 価	6, 610, 071
売 上 総 利 益	2, 456, 789
販売費及び一般管理費	2, 013, 072
営 業 利 益	443, 716
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	17, 067
受 取 賃 貸 料	43, 284
為 替 差 益	39, 243
物 品 売 却 益	24, 932
リース契約補償損失引当金戻入額	4, 863
そ の 他	21, 251 150, 641
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,617
賃 貸 収 入 原 価	7, 316
売 上 割 引	15, 075
そ の 他	2, 343 26, 352
経常利益	568, 006
特 別 利 益	
固定資産売却益	287
受 取 保 険 金	48, 299
そ の 他	500 49, 087
特 別 損 失	
固定資産除売却損	2, 633 2, 633
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	614, 459
法人税、住民税及び事業税	99, 947
法 人 税 等 調 整 額	102, 264 202, 212
当期 純利益	412, 246
親会社株主に帰属する当期純利益	412, 246

連結株主資本等変動計算書 (自: 平成31年4月1日) 至: 令和2年3月31日)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 696, 500	1, 542, 759	7, 748, 969	△12, 374	10, 975, 854
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△76, 660		△76, 660
親会社株主に帰属する当期純利益			412, 246		412, 246
自己株式の取得				△495, 016	△495, 016
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	1	ı	335, 585	△495, 016	△159, 430
当 期 末 残 高	1, 696, 500	1, 542, 759	8, 084, 555	△507, 390	10, 816, 423

	そ	の他の包括	舌利益累計	- 額	
	繰延ヘッジ 損益	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	5, 095	105, 499	△251, 607	△141, 012	10, 834, 842
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△76, 660
親会社株主に帰属する当期純利益					412, 246
自己株式の取得					△495, 016
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1, 288	△14, 516	△196, 233	△212, 038	△212, 038
連結会計年度中の 変動額合計	△1, 288	△14, 516	△196, 233	△212, 038	△371, 469
当 期 末 残 高	3, 806	90, 982	△447, 840	△353, 051	10, 463, 372

【連結注記表】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数………3社

NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.

南星物流器械(蘇州)有限公司

NSG GLOBAL LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社及び非連結子会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、南星物流器械(蘇州)有限公司の決算日は、12月31日であります。その他の連結子会社は、連結会計年度と同一であります。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時

価法

(評価差額は全部純資産直入法により、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法……主として総平均法による原価法(収益 性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)………定額法

なお、主な耐用年数は、以下のと おりであります。

建物及び構築物 15~50年 機械装置及び運搬具 3~15年

無形固定資産(リース資産を除く)………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間(経済的耐用年数を上限)を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

投 資 不 動 産………定額法

なお、主な耐用年数は、15~37年 であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権については財務内容評価法によって計上しております。

- ② 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応 する金額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結 会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑤ リース契約補償損失引当金

連結子会社のNSG GLOBAL LTD.の英国での不動産リース債務(契約期限令和2年12月31日)について、英国の不動産需給状況を勘案して、リース資産の転貸等による適切な収入を得られない場合の当社グループが負担する損失に備え、当連結会計年度末におけるオペレーティングリース債務残高に対し必要額を計上しております。

⑥ 事業整理損失引当金

連結子会社NSG GLOBAL LTD. の整理に伴う損失に備えるため、当社グループが 負担することとなる損失見込額を計上しております。

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、 振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象ヘッジ手段…為替予約
- ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する社内管理規定に基づき、為替相場変動リスクを ヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の 予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性評価を行っております。た だし、振当処理によっている外貨建債務に係る為替予約取引については、有 効性の評価を省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期 末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており ます。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建物1,175,815千円土地1,859,860千円投資不動産64,813千円

上記に対応する債務

短期借入金 500,000千円

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資產 4,331,704千円 投資不動産 76,125千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普诵株式

効力発生日

7,708,000株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和元年6月27日開催の株主総会において、決議しております。

配当金の総額76,660千円配当金の原資利益剰余金1株当たり配当額10円基準日平成31年3月31日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和2年8月27日開催の株主総会において、付議する予定であります。

令和元年6月28日

配当金の総額67,660千円配当金の原資利益剰余金1株当たり配当額10円

基準日令和 2 年 5 月 31 日効力発生日令和 2 年 8 月 28 日

3. 当連結会計年度末の新株予約権

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及び これらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3, 266, 252	3, 266, 252	_
(2)受取手形及び売掛金	2, 856, 165	2, 856, 165	_
(3)投資有価証券			
その他有価証券	235, 508	235, 508	_
(4)支払手形及び買掛金	(889, 505)	(889, 505)	_
(5)短期借入金	(500, 000)	(500, 000)	_
(6)未払法人税等	(13, 767)	(13, 767)	_
(7)リース債務 (1年以内返済予定の リース債務を含む)	(475, 032)	(473, 448)	1, 584

^(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券
 - これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
 - (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (7)リース債務
 - リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (注)2. 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都に賃貸用の不動産(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
64, 813	665, 436

- (注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注)2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,546円45銭

2. 1株当たり当期純利益

59円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

資金の借入

当社は、㈱三菱UFJ銀行及び㈱商工組合中央金庫との当座貸越契約に基づき、次のとおり借入を実行いたしました。

(1) 資金使途 運転資金

(4) 借入金額 計1,500,000千円

(5) 返済期限 1年以内

(6) 金利 市場金利等を勘案して決定

(7) 担保提供資産の有無 当社保有の不動産の一部

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年7月20日

株式会社 ナンシン 取締役 会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 本橋隆 夫 ⑩業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻 村 茂 樹 ⑩業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナンシンの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナンシン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任

かどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する 指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を 負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基 準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその 内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
資産の部		負債の部	
〔流動資産〕	[6, 914, 114]	〔流動負債〕	(1, 825, 635)
現金及び預金	2, 571, 672	支 払 手 形	243, 283
受 取 手 形	619, 666	買 掛 金	416, 806
電子記録債権	451, 403	短 期 借 入 金	500,000
売 掛 金	1, 629, 756	リース債務	80, 625
商品及び製品	1, 090, 369	未 払 金	257, 153
仕 掛 品	182, 535	未払消費税等	23, 297
原材料及び貯蔵品	248, 636	未払費用	58, 145
前払費用	20, 047	前 受 金	4, 024
未収入金	10, 693	預り金	22, 438
その他	89, 603	賞 与 引 当 金	63, 366
貸倒引当金	△270	役員賞与引当金	12, 200
[固定資産]	[6, 164, 001]	債務保証損失引当金	43, 601
(有形固定資産)	(3, 526, 412)	関係会社整理損失引当金	96, 278
建物	1, 218, 924	その他	4, 414
構 築 物	27, 585	[固定負債]	[1, 122, 170]
機械及び装置	19, 824	リース債務	394, 407
車 両 運 搬 具	4, 722	操延税金負債	138, 357
工具、器具及び備品 土 地	25, 452	資産除去債務 長期預り保証金	14, 244
リース資産	2, 129, 279 100, 623	退職給付引当金	20, 460 354, 243
(無形固定資産)	(401, 319)	役員退職慰労引当金	167, 975
ソフトウエア	7, 577	その他	32, 483
リース資産	371, 162	負債合計	2, 947, 805
その他	22, 580	純資産の部	_, ,
(投資その他の資産)	(2, 236, 269)	〔株 主 資 本〕	[10, 035, 520]
投資有価証券	332, 409	(資 本 金)	(1, 696, 500)
関係会社株式	1, 478, 093	(資本剰余金)	(1, 542, 759)
関係会社出資金	222, 100	資本準備金	1, 516, 000
破産更生債権等	1, 762	その他資本剰余金	26, 759
会 員 権	31, 190	(利益剰余金)	(7, 303, 652)
保険積立金	64, 570	利益準備金	104, 145
投資不動産	64, 813	その他利益剰余金	7, 199, 507
その他	43, 092	別途積立金	269, 000
貸倒引当金	$\triangle 1,762$	圧縮積立金	750, 031
		繰越利益剰余金	6, 180, 475
		(自己株式)	(\triangle 507, 390)
		〔評価・換算差額等〕	[94, 789]
		(繰延ヘッジ損益)	(3, 806)
		(その他有価証券評価差額金) 純 資 産 合 計	(90, 982) 10, 130, 310
沓 产 仝 計	13 078 116		
資 産 合 計	13, 078, 116	負債及び純資産合計	13, 078, 116

損 益 計 算 書

(自:平成31年4月1日) 至:令和2年3月31日)

			(十匹・11)
科	目	金	額
売 上 高			8, 376, 435
売 上 原 価			6, 309, 884
売 上	総 利 益		2, 066, 551
販売費及び一般管理費			1, 783, 671
営 業	利 益		282, 880
営業外収益			
受 取	利息	278	
	配 当 金	74, 666	
	賃 貸 料	43, 284	
	売 却 益	919	
為替	差益	42, 364	
	失引当金戻入	4, 672	
_	の他	10, 786	176, 972
営業外費用			
支 払	利 息	1, 617	
売 上	割引	15, 075	
賃 貸 収	入 原 価	7, 316	
そ	の他	1, 560	25, 569
経常	利 益		434, 283
特 別 利 益			
固定資	産 売 却 益	19	
受 取	保 険 金	48, 299	
	の他	500	48, 819
	当期純利益		483, 102
	己税及び事業税	44, 691	, 102
10.000	等調整額	96, 582	141, 273
当期	純利益	23,302	341, 828
	4.0 11 1111		011, 020

株主資本等変動計算書 (自: 平成31年4月1日) 至: 令和2年3月31日)

(単位:千円)

								(1 1	. 1 1 1/	
		株主資本								
		篁	資本剰余	金		利益剰余金				
項目	資本金	次 木	その他	資本剰余金	利益	その	他利益剰		利益剰余金	
		資 本準備金	資 本 剰余金	日本利示立 合 計		別 途積立金	圧 縮 積立金	繰越利益 剰 余 金	^{州重利示亚} 合 計	
当 期 首 残 高	1, 696, 500	1, 516, 000	26, 759	1, 542, 759	104, 145	269,000	750, 031	5, 915, 307	7, 038, 484	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当								△76,660	△76,660	
当 期 純 利 益								341, 828	341, 828	
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	-	_	-	_	_	265, 167	265, 167	
当期末残高	1, 696, 500	1, 516, 000	26, 759	1, 542, 759	104, 145	269, 000	750, 031	6, 180, 475	7, 303, 652	

					,		
	株主	資本	音	評価・換算差額等			
項目	自己株式	株主資本 合 計	繰延ヘッ ジ損益	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当 期 首 残 高	△12, 374	10, 265, 369	5, 095	105, 499	110, 594	10, 375, 963	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△76, 660				△76, 660	
当 期 純 利 益		341, 828				341, 828	
自己株式の取得	△495, 016	△495, 016				△495, 016	
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			△1, 288	△14, 516	△15 , 805	△15, 805	
事業年度中の変動額合計	△495, 016	△229, 848	△1, 288	△14, 516	△15, 805	△245, 653	
当 期 末 残 高	△507, 390	10, 035, 520	3, 806	90, 982	94, 789	10, 130, 310	

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

- 2. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により

算定)

時価のないもの…………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法……総平均法による原価法(収益性の低下

による簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) … 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。

建物

15~45年

機械及び装置

7~12年

工具、器具及び備品 2~20年

無形固定資産(リース資産を除く) … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース 資 産 ………… 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係るリース資産

リース期間(経済的耐用年数を上限)を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

投資不動産 …… 定額法

なお、主な耐用年数は、15~37年であります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によって計上しております。

掌与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する 金額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に 基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合による期末 要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要 支給額を計上しております。

子会社NSG GLOBAL LTD. に対する英国の不動産リース債務(保証期限令和2年12月31日)に対する債務保証について、英国の不動産需給状況を勘案して、リース資産の転貸等による適切な収入を得られない場合の当社が負担する損失に備え、当期末における債務保証残高に対し必要額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

子会社NSG GLOBAL LTD. の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、 振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内管理規定に基づき、為替相場変動リスクを

ヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の 予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性評価を行っております。た だし、振当処理によっている外貨建債務に係る為替予約取引については、有 効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 23,548千円 短期金銭債務 171,473千円

(2) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 2,735,591千円 投資不動産 76,125千円

(3) 担保に供している資産

建物1,175,815千円土地1,859,860千円投資不動産64,813千円計3,100,489千円

上記に対応する債務

短期借入金 500,000千円

(4) 保証債務

リース債務に対する債務保証	NSG GLOBAL LTD.	73,403千円
リーへ損務に対りる損務体証	NOG GLUDAL LID.	(550千ポンド)
借入金に対する債務保証	南星物流器械	5,238千円
信八金に刈りる損務休証	(蘇州)有限公司	(342, 381元)
債務保証損失引当金		△43,601千円
計		35,039千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	34,583千円
仕	入	高	3,464,543千円
営業用	対別外の国	反引高	67,243千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 7,708,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式(株)	41, 911	900, 028	_	941, 939

⁽注) 自己株式の増加900,000株は、令和元年5月14日の取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸	倒		引		当		金	622千円	
退	鵈	È ;	給	付	引		当	金	108,469千円
賞		与		引		当		金	22,277千円
未		払		事		業		税	2,079千円
未	払	役	員	退	職	慰	労	金	61,240千円
役	員	退	職	慰	労	引	当	金	51,433千円
債	務	保	証	損	失	引	当	金	13,350千円
関	係:	会社	上整	理	損力	夫弓	当	金	29,480千円

そ			\mathcal{O}				他	26,990千円
	力	`			計			315,944千円
評	価	性		引	7	á	額	△25,990千円
	é	Ĭ			計			289,954千円
(繰延	税金	負債)						
圧	糸	宿	積		<u>\f\</u>		金	387, 284千円
そ	の他	有価	証券	:評	価差	- 差額	i 金	38,690千円
繰	延	\sim	ツ	ジ	1	損	益	1,680千円
為		替		子			約	656千円
	슫	Ĭ			計			428,311千円
繰	延利	兑 金	負	債	\mathcal{O}	純	額	138,357千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	金額	科目	期末残高
子会社	NSG GLOBAL LTD.	直接 100%	役員の兼任 不動産関連 業務の委託	債務保証 (注1)	43,601千円	_	_
子会社	南星物流器 械(蘇州)有 限公司	直接 100%	役員の兼任 商品の仕入	債務保証 (注2)	5, 238千円	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) リース債務(550千ポンド)に対する保証をしております。保証料は受領しておりません。

(注2) 銀行借入(342千元)に対する保証をしております。保証料は受領しておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名称又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	金額	科目	期末残高
役員及び その他近 親者		直接 2.0%	当社 特別顧問	顧問料の 支払 (注1)	20,700千円	_	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 顧問料については、顧問契約の内容に基づき、両者協議の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額1,497円22銭1株当たり当期純利益49円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

資金の借入

当社は、㈱三菱UFJ銀行及び㈱商工組合中央金庫との当座貸越契約に基づき、次のとおり借入を実行いたしました。

(1) 資金使涂 運転資金

(4) 借入金額 計1,500,000千円

(5) 返済期限 1年以内

(6) 金利 市場金利等を勘案して決定

(7) 担保提供資産の有無 当社保有の不動産の一部

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年7月20日

株式会社 ナンシン取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 本橋隆 夫 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻 村 茂 樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナンシンの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する 規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任 を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書 類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に 表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその 内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反す る重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年7月22日

(注) 監査等委員髙橋正利及び谷眞人は、会社法第2条第15号及び第331条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、下 記のとおりといたしたいと存じます。

なお、本期末配当は、当社の令和2年5月31日の最終の株主名簿に記載また は記録された株主の皆様に対してお支払いします。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金10円 総額67,660,610円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和2年8月28日

第2号議案 取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(4名)は、任期満了となります。なお、監査等委員である取締役髙橋正利氏は、豊富な経営経験と専門的な知識を有しており、それを活かすために業務執行の経営陣に加え、取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	9。 氏 名 (生年月日)	,		所有する当社 株 式 数	会社との 特別の 利害関係
1	高 京 京 高 高 で に に に に に に に に に に に に に	平成19年1月	グリコ崎グリコ崎グリコ崎グリコ崎グリコ崎グリコ崎グリコ崎グリコ崎がリカ社と当社入社当社社対策行行。 大社	423, 500株	なし

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		地位、担当及び な兼職の状況	所有する当社 株 式 数	会社との 特別の 利害関係
2	やま もと たか ひろ 山 本 貴 広 (昭和44年9月17日生)	平成17年4月 平成17年7月 平成23年6月 平成25年3月	当社入社 当社営業部次長 当社営業企画開発部長 当社執行役員営業企 画開発部長 当社取締役営業本部 第三営業部長(国際 事業統括) 当社取締役営業本部長 当社取締役営業本部長 当社常務取締役営業本部長 当社常務取締役(現任)	10,000株	なし
3	横 堀 剛 宏 (昭和42年1月20日生)	平成元年4月 平成16年4月 平成17年7月 平成25年7月	当社入社 当社生産本部技術部長 当社執行役員生産本 部技術部長 当社執行役員生産本 部生産副本部長兼技 術部長 当社取締役生産本部長 当社常務取締役生産 本部長(現任) NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役会 長(現任)	4, 500株	なし
4	おお その たかし 大 園 岳 (昭和49年6月27日生)	平成9年12月 平成27年4月 平成28年4月 平成29年6月 平成30年6月	当社入社 当社営業本部本社営 業部次長 当社営業本部本社営 業部長 当社取締役本社営業 部長 当社常務取締役営業 本部長(現任)	1,000株	なし

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、生	所有する当社 株 式 数		
		平成18年4月	野村證券㈱執行役員		
1	th tall st ell 高 橋 正 利	平成26年4月	㈱デリス建築研究所 顧問		
	周	平成28年7月	東海東京フィナンシャル・ホールディン グス㈱CEO付顧問	一株	なし
		令和元年6月	当社取締役(常勤監査等委員)(現任)		

(注) 当社は、髙橋正利氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。なお、本株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、同氏は業務執行取締役に就任予定であり、本株主総会終結の時をもって当該契約を終了する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要	所有する当社 株 式 数		
えがわっかまれ 江川哲生 (昭和47年9月30日生)	平成7年4月	埼玉建興㈱入社		
	平成10年4月	江川運送㈱(現㈱ライフ サポート・エガワ)入社		
	平成15年7月	㈱ライフサポート・エガ ワ代表取締役(現任)	一株	なし
	平成24年8月	㈱ライフサポート・エガ ワホールディングス 代 表取締役(現任)		

- (注) 1. 江川哲生氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者(社外取締役)であります。
 - 2. 江川哲生氏を補欠の監査等委員である取締役候補者(社外取締役)とした理由は、企業の代表取締役社長としての長年にわたる企業経営経験と、中小企業の社長が5千社程度加盟している全国規模の経営者交流会の会長を務めているなど経営に関する幅広

- い見識を、当社のコーポレートガバナンスに活かしていただくためであります。
- 3. 江川哲生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役4名(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)に対して、役員賞与総額1,220万円(取締役(監査等委員である取締役を除く。)分1,010万円、監査等委員である取締役分210万円(うち社外取締役分126万円))を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

	〈メ モ	欄〉				
_						
_						
_						
_						
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_

	〈メ モ	欄〉				
_						
_						
_						
_						
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_
_						_

株主総会会場ご案内図

会場:東京都中央区日本橋人形町一丁目1番17号

日本橋社会教育会館 8階ホール

電話番号 03 (3669) 2102



交通のご案内

地下鉄 ●人形町 徒歩約4分 都営浅草線(A6)・東京メトロ日比谷線(A2)

●水天宮前 徒歩約5分 東京メトロ半蔵門線(8番出口)

都バス ●水天宮前 徒歩約5分

江戸バス(コミュニティバス) ●人形町駅 徒歩約2分